

川西市市民無料相談会 1月

新年を迎え最初の行政書士会阪神支部による、川西市市民無料相談会が1月13日に行われました。

この相談会は川西市に在住・在勤の方を対象に相談を行うものです。普段の生活の中で不安に思っておられることを、何でも結構ですので御相談下さい。必ずや何かしらのお役にたてるものと自負しております。

コラム お役に立ちたい！

元旦の次に来る祭日は成人の日ですが、本年も多くの新成人が大人の仲間入りをしました。

法律では20歳の重みが大い事は、皆様もよく御存じのこととおもいます。選挙権が与えられ、民法的には法律上能力者と認められ、刑法上は匿名性などの保護規定が無くなります。しかし、法律は20歳のみには大きな意味があるわけではありません、結婚は男18歳、女16歳から可能です、遺言は15歳から行う事ができます。逆に競馬の勝ち馬投票券は20歳以上でも、学生・生徒は購入することができません。

近年では国民投票法の議論も有り、「18歳での成人」を議論された経緯もあります。外国での成人年齢は国によってちがいます。

次回は2月10日、午後1時より午後4時まで川西市役所で行っております。なお、御相談には事前のご予約が必要となりますので、

川西市役所参画協働・相談課

TEL072-740-1105

に御連絡頂き、行政書士の無料相談を希望する旨をお伝え下さい。なお、相談は川西市に在住・在勤の方に限られております。御理解頂けますよう御願いたします。

